

第19回国土交通省独立行政法人評価委員会 住宅金融支援機構分科会

平成25年7月25日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第19回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多用の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、分科会委員8名のうち6名のご出席を賜っておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお、浅見委員、土居委員におかれましては、ご都合により本日はご欠席でございます。

次に、本日の議事でございますが、議事（1）、議事（2）ともに独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件となっておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則及び国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、非公開とさせていただきます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧にございますように、本体資料につきましては資料の1-1から資料の2-3まで、それから参考資料につきましては参考資料1から参考資料3までの資料を配布させていただいております。資料に欠落等、大丈夫でしょうか。よろしゅうございますか。

国土交通省、それから住宅金融支援機構の出席者は座席表のとおりでございます。ご紹介は省略をさせていただきます。

本日の議事は議事次第のとおりでございます。議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、議事要旨とともに後日公表させていただきます。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。よろしくお願申し上げます。

【委員】 はい。よろしくお願いたします。

今日は2件ございますが、最初は平成24年度の業務実績評価を今日は固めるということでございますので、この件について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 業務実績評価の進め方についてご説明いたします。資料1-1をごらんください。

評価の一連の手順につきましては、既に委員の皆様ご案内のこととは存じますが、前回の委員会におきまして、平成24年度業務実績評価につきましては機構により自己評価の説明があり、これを踏まえ、各委員より事前評定をいただいたところです。これらを元に分科会長が評価試案を作成し、事務局においてパブリックコメントを募集しました。

本日は、分科会長の試案を元に平成24年度業務実績評価のご審議をいただきたいと存じます。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。手順については、今ご説明いただいたとおりでございます。6月の分科会で機構のほうから、いわゆる自己評価をしていただきまして、委員の先生方に事前評価をお願いするというところでございました。

その後ですけれども、例のガバナンスに関するところですが、「適切な内部統制の実施」及び「積極的な情報公開」の項目に関連して、機構側から、不適切な事務処理事案が判明したという補足の説明がございました。委員の先生方にもご説明があったかと思えますけれども、業務実績評価にかかわる案件でございますので、この場において機構からご説明をお願いしたいと思います。

【住宅金融支援機構】 それでは私のほうから、ただいまご指摘いただきました不適切な事務処理事案につきまして、ご説明をさせていただきます。資料1-2という部分でございます。3ページの資料でございますけれども、そちらのほうでご説明させていただきます。

不適切な事務処理事案に係る対応につきましてということでございます。このたび、当機構におきまして不適切な事務処理が行われた事実が判明いたしましたため、本日と書いてございますのは記者発表した日でございますが、7月12日でございますけれども、以下のとおり対応したので記者発表させていただきますということで、記者発表させていただきました。

法令その他諸規定にのっとり適正な業務遂行が求められる独立行政法人として、このような事態を発生させたことはまことに遺憾でございます、深くおわびを申し上げます。

当機構といたしましては、今回の事態を重く受けとめまして、事務管理の強化、職員の服務規律の保持につきまして、より一層の徹底と再発防止を図ってまいりたいと思っております。

下に、1番として書いてございますけれども、今回判明しました事実関係でございます。

審査部審査センター、これはさいたま市のほうにございますけれども、そこに所属します職員Aが、平成23年4月から25年5月までの間に住宅ローンの「フラット35」等の審査案件86件につきまして、必要な決裁手続を経ずに金融機関に対しまして「承認」の結果を通知したということございまして、そのうち37件の審査関係書類を廃棄したということが判明いたしました。

なお、当該86件につきましては、その後、内容の確認を行いまして、いずれも「承認」の判断を変更する必要がないことを確認してございまして、お客様に損害を生ずる懸念はないと考えてございます。また、職員Aは金融機関からの照会等を負担に感じて不適切な行為に及んだということございまして、何らかの便宜供与等を受け取ったものではないというふうに判断してございます。

2番目のところでございますけれども、行為者等への対応ということでございまして、職員Aの行為につきましては、当機構の就業規則に規定いたします「職員としての適格性を欠く場合」に該当すると認められますから、7月12日付で職員Aを解雇するとともに、不適切な行為があったと確認された期間における職員Aの管理者についても処分を行いました。管理者の処分につきましては2つ目の・でございまして、訓告2名、嚴重注意5名という内容でございます。

2ページ目以降が詳細でございます。2ページの1番のところでございますが、事案の概要でございます。(1)職員Aが担当していた審査案件につきまして、必要な決裁手続を経ずに、金融機関と機構を結んでございまして「総合オンラインシステム」というものがございまして、その上で金融機関に「承認」を通知するオペレーションを行うとともに、複数の審査関係書類を机の中に隠す、または廃棄していたことが判明いたしました。

①でございまして、この事実が判明したことを受けまして、職員Aがオペレーションを行った約2,000件の審査案件がございましたけれども、これについて調査を行いました。その結果、86件につきまして、必要な決裁手続を経ずに「承認」を通知するというオペレーションを行っていたことが確認されました。決裁手続を経ずに「不承認」を通知するというオペレーション行っていた案件は確認されませんでした。

②でございまして、職員Aが決裁を経ずに「承認」の通知を行った86件につきまして、このうち37件について、職員Aが審査関係書類を廃棄していることが判明いたしました。

書類の件数は37件でございまして、書類に含まれますお客様の人数といたしましては、

個人280名分でございます。内訳は、括弧書きしてございますけれども、連帯債務者を含みますお客様、お申込者様47名分、お申込者以外の方が233名でございます。書類に含まれますお客様の情報でございますが、氏名、生年月日、住所、年収、借入情報ほかでございます。

当該審査関係書類37件につきましては、職員Aへのヒアリングによりますとすべてシュレッダーにかけて、外部への持ち出しは行っていないと断言しております。審査センターでは持ち出し防止の措置を講じていること、また、これまで外部からの問い合わせもないこと等から、職員Aがシュレッダーで廃棄した可能性が高く、お客様の情報が外部へ流出した懸念は極めて低いものと考えてございます。なお、対象となったお申込者様には、事実説明とご迷惑をおかけしたことについてのおおわびの書面を既にお送りしてございます。

3ページ目のところでございます。では、その職員A以外のところがどうだったのかというところが(2)でございますが、職員A以外の職員が担当していた審査案件につきまして、①でございますが、全体でオペレーションを行った件数8万5,000件余りございますけれども、この審査案件について調査を実施いたしました。その結果、必要な決裁手続を経ずに「承認」または「不承認」を通知するオペレーションを行っていた案件は、確認されませんでした。

②でございますけれども、①の調査をしている過程におきまして、1件審査関係書類の紛失が判明いたしました。この書類につきましても、先ほど申し上げましたとおり、これについては外部に流出した懸念は極めて低いというふうに考えてございます。対象となったお客様には、それぞれおおわびについての書面をお送りしたところでございます。

2番目でございますが、再発防止策でございます。(1)といたしまして、審査案件の管理の充実ということでございます。これまでは審査未了の審査案件リストを用いて管理を行ってまいりましたが、1のような事案を防ぐことができなかつたので、以下のような審査案件の管理の充実を図ることとしてございます。

①でございますけれども、審査関係書類の日常的な管理の徹底ということでございます。審査センターの管理者が、審査案件の全件の審査関係書類につきまして、それぞれ審査が終了するまでの間、毎営業日、審査案件全件リストとそれぞれの審査関係書類を突合いたします。これは既に実施済みでございます。

②のところでございますが、「総合オンラインシステム」のオペレーションの定期的な事後チェックということでございまして、審査センター以外の審査部の職員が、月に1度、

任意に抽出した営業日につきまして、金融機関に通知したオペレーションが必要な決裁手続を経て行われているかどうかを、それぞれの審査関係書類等と突合して確認してまいります。これも既に実施済みでございます。

(2) といまして「総合オンラインシステム」、今度はシステムのほうでございますけれども、オペレーションのプロセスの変更でございます。これまでは金融機関に「承認」または「不承認」を通知するオペレーションを担当者単独で行うことができることにより、不適切なオペレーションを防ぐことができませんでしたので、今後は担当者の申請と管理者等の承認の両方のオペレーションが必要なプロセスに変更してまいりたいと考えてございます。これは必要なシステムメンテが終わり次第、実施する予定でございます。

新たに判明いたしました事務処理案にかかります対応については以上でございますけれども、前回の6月の分科会の時点では本事案の全容が判明していなかったために、これを盛り込まずに自己評価をさせていただきました。内部統制の評価はAとさせていただきました。本事案の全容が判明した現時点におきましては、その自己評価としては、少なくともAではないというふうに認識してございます。

以上でございます。

【委員】 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。評価につきましては、後でまとめていたします。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 どうぞ、お願いいたします。

【委員】 技術的なことですが、現物を破棄されたが、その内容はシステムに入力されているという場合に、通常は両者の突合が行われるものだと思いますので、現物、関連の書類がないということと2年間発見できないというのはかなり違和感があります。要するに案件があるということはシステム上わかっているときに、現物との突合ということとは行っていらっしゃらなかったということでしょうか。

【住宅金融支援機構】 今の先生のご質問でございますけれども、進捗がおくれているものにつきましてはリストアップをして定期的に点検をしておったところでございますけれども、進捗どおり進んでいるものについては、今回の事例で申し上げますと、勝手に押されたものについてはチェックする仕組みがなかったという形でございます。

【委員】 わかりました。先ほど対応の中に含まれていなかったような気がしますので、普通は契約書など重要書類を含む書類の有無というのはやはり確認をするもののような気

がしますので、2年間発見できないというのはその方の問題というより、そもそも管理のやり方を決める責任者の問題のほうが重いのではないかというふうに強く思います。ご本人が解雇されるという、極めて厳しい処分をなされたわけで、もし本件が外部への便宜供与のように個人的な不正という性質の強いものであったのならともかくとして、恐らくその方からすれば審査が大幅に遅れているということで「悪いな」と思って、「こんなのOKだから問題ないだろう」ということでなされたというような話だと理解します。もちろんそれが正しくないことは確かですが、その方が現場でプレッシャーを感じるような審査業務の遅れが生み出されていること自体、管理側の問題がなかったのでしょうか。先ほどの現物とシステムデータの存否突合が2年間行われていなかったということも併せて拝察するに、その方個人だけの問題であったのかというところに少し疑念を持ちます。そういう中で、その部門の責任者の処分が大変軽いことに、何かしっくりこないところがあるというふうに思います。これはコメントです。

【委員】 ほかにいかがでしょうか。

事実関係等は一応理解をし、多分、〇〇委員が言われたような事務フローに問題があるということも予測できたわけですが、ちょっと残念なのは、この案件が水面下であったはずにもかかわらず、前回のときにちょっとでもコメントしておいていただけるとこちらも心の用意があったんですけれども、かなり唐突に出てきたような印象もありますので、この件のようなことがありましたら——今後ないことを祈りますが、できるだけ適切な情報をお伝えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これを踏まえまして、委員の先生方に事前評価と機構からの説明ということで、私の評価案というものを作成してございます。これについてパブリックコメントを踏まえておりますので、全体の分布の状況と、それから評価調書、パブリックコメントについてのご説明ということでお願いしたいと思います。

【事務局】 ではまず、事前評定の分布状況についてご説明申し上げます。資料1-3をごらんください。

資料1-3でございます。縦に評価項目、横に機構の自己評価、さらに分科会長の試案である評定案、そして事前評定の結果、S、A、Bなどについて何名の委員がどの評価をつけたかということを数字であらわしてございます。各項目について、白いところと黄色く色塗りされたところがございますが、白いところについては8人の委員の全員が同じ評定をしたものでございます。黄色い升があるところは、1人以上の委員が異なった意見を

出されたところを示してございます。

黄色い色がついたところにつきましては、1つ目が1の③「安定かつ効率的な資金調達」のところで、お一方がAという評価をつけてございます。ほかの委員の方はSという評価をつけてございます。

裏面にまいりまして、「適切な内部統制の実施」のところにつきましては、6月24日の自己評価を受けた事前評定の段階で、Aという評価をした委員が5名、Bという評価をされた委員が3名ございました。この時点で意見としては割れておりまして、さらにまたその後、先ほど機構からご説明がありましたが、不適切な事案ということで、評価の前提となる状況がまた変わりましたので、分科会長の試案としては空欄となっております。空欄として、本日、この委員会の場でこの評定についてどのようにするかということをお委員の方々に議論していただくということで、空欄となっております。

自己評価のところについて、機構の自己評価Aというところに※印がついてございますが、これは下のところを、ちょっと小さい字で恐縮でございますが、ごらんください。

※のところ、時系列等につきまして注意書きをつけてございます。すなわち、この機構としての自己評価は、6月24日の時点で行ったものであるということ。それから、当時は機構としてAと出したが、その後、不適切な事務処理事案が発生し、評価と前提となる業務実績が変化したこと。そして、19回、今回の分科会でございますが、機構より先ほどの説明がございまして、これを受けて当該項目について分科会としての評価を改めて審議するというところを、この資料の中で記してございます。

その他、Ⅲの予算のところでございますが、収支改善の項目について、委員の方1名がSS評価、残りの7名につきましてはS評価。リスク管理のところにつきましては、1名の方がA評価、それから残り7名の方はS評価とつけてございます。

結果といたしまして、内部統制のところを除きまして、その他の項目につきましては機構の自己評価と分科会長の評定案は一致をしてございます。

続きまして、資料1-4をごらんください。1-4につきましては分科会長の評定案ということで、評定理由、それから評定結果を記したものでございます。このうち、評価調書案が機構の自己評価と同じとなっている項目につきましては、前回分科会で説明いたしました機構の自己評価の評定理由と同じになってございます。

評価調書案が機構の自己評価と異なる項目、今回につきましては内部統制の部分でございますが、この点について機構の自己評価の評定理由と若干の変更がございまして、こ

こをご説明いたします。ページでいきますと、17ページをごらんください。

17ページのところで、5.適切な内部統制の実施についての記載でございます。こちら、真ん中のところの評定案は空欄となっております。

ここにある評定理由につきましては、前回の機構の自己評価の評定理由と基本は一緒でございますが、変更がございますのは18ページの一番下のところでございます。18から19ページにまたがるところでございますが、「また」で始まるところでございます。

読み上げますと、「また、平成25年7月に職員による不適切な事務処理事案が判明した。本件事案については、再発防止措置を講じた。これらの問題については、組織を挙げて改善策に取り組んでいるものの、同様の事案防止を図る観点から……、一層の努力を行う必要があると考えられる」という、このようなコメントを分科会長の試案として追記してございます。

その辺につきましては機構の自己評価と分科会長試案の評価が一致してございます。

最後、評価の総括表がございます。30ページをごらんください。30ページに、総合的な評定を記載してございます。評価項目が19項目ございますが、内部統制の項目については、現在空欄でございますので、Sが4、Aが14、合計18ということで、1項目数が合わない状態となっております。

以下、総合評価の文面につきましては、その手前の個別の項目に対する評定理由につきまして、これを要約する形で網羅的に記載してございます。

また、次のページ、31ページで、課題・改善点、業務運営に対する意見等という、点線より下でございますが、これにつきましては事前評価の段階で各委員からいただいたコメントを、ここに再掲するという形にしてございます。

その他の欄につきましては、カスタマーサービス、顧客満足のアナウンスメントについての記載をしてございます。

最後、32ページの総合評定でございますが、分科会長試案としましては、総合評定は「A」。その理由として、「評定の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標に対して着実な実施状況にあると認められるため」と理由をつけてございます。

以降、別紙という形で、1/14から14/14までページがございますが、以降のページにつきましては主に行政改革の観点から評価をすべきということで、総務省の政独委から示されている観点ごとにまとめた評価でございます。内容につきましては、分科会による業務実績評価調書を行政改革の視点から再度評価しているものでございまして、機構の

業務実績報告書、及び分科会の評価・評定理由調書と多数重複がございます。大半が重複でございますので、事前に説明の際にご説明いたしましたが、この場では説明を割愛させていただきます。

最後に、パブリックコメントでございます。分科会長に作成いただきました業務実績評価調書の案につきまして、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントは分科会において評価の参考とすることとされてございます。今回、1件の意見が提出されてございますので、これを紹介いたします。

直前に意見がございましたので資料番号がない形なのですが、「資料（追補）」というものをごらんください。よろしいでしょうか。

これは、いわゆる国民からの意見募集ということで1件意見が出てまいりましたが、意見としましては、ご自身のご自宅に関する個別の案件に対する意見というものだったのですが、その中からこの場でこういう資料の追補という形で、その中身を要約させていただきました。

意見としましては、「機構は、延滞が発生している場合の債権回収について、個別の状況に応じて、返済の継続か任意売却のどちらが機構・利用者双方にメリットがあるか十分に検討したうえで対応すべき」という意見が、いただいた意見の要約でございます。

これに対する機構の考え方といたしまして、「借入者の方の個別の状況を踏まえ、生活再建の円滑化に向け、返済条件の変更等についての的確かつ柔軟な対応を行い、そのうえで返済が困難となった借入者の方に対しては、可能な限り借入者の方が債務を圧縮できるよう担保不動産の任意売却等により債権回収を行っている。今後とも、返済相談に対し、きめ細やかな対応をしてまいりたい」という、意見に対する機構の考え方でございます。

以上、パブリックコメントの募集に対する意見、及び意見に対する考え方をご紹介させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。今ご説明いただいたとおりでございます。1-3の評定案については、委員の先生方のご意見が3分の2以上のものはすべてそのままにさせていただきます。

問題はさっきのところの内部統制のところ、ここは意見がもともと違っているところでしたけれども、ここは空欄で、後でご議論いただこうということでございまして、全体、こんな感じでございます。

パブリックコメントも、今お話しいただいたようなことでかなり個別案件のようでございますけれども、一般的な形でいえばこういうようなことであるということで、基本的にネガティブなものではないという感じがいたしました。

これで審議に入りたいと思いますので、機構の方には、すみません、ご退席をお願いしたいと思います。お近くに待機していただけるようですので、何かご質問がありましたら、またお呼びしたいと思います。

(機構退室)

【委員】 それでは、業績実績評価の中身の審議に入りたいと思いますけれども、基本的に、まずご意見がほぼ一致している、具体的には3分の2以上、6名以上の委員がつけられたものというのを私の試案としてございますが、これについてはこのままでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 そうしますと、問題は2枚目の「適切な内部統制の実施」と「情報開示」のところですが、これはもともと分かれていたところですが、これはまだ今日の追加説明がある前の段階で分かれていたわけですが、この追加説明を踏まえて、どうするかということでございます。具体的に私の試案を出さないでご議論できないと思いますけれども、今回の事案は組織全体の問題もちょっとあって変わらなきゃいけないという話の一つあると思って、これはちょっと重大だと思います。それから個別の問題といたしますか、その方については逮捕されたとかそういう案件でもないので、個人の問題としては前の逮捕案件と比べれば少しは参酌できると思います。

そんなことを考えますと、いきなりCではないかなというところで、Bぐらいであろうと私は思いました。

【委員】 機構の職員が逮捕されたときの評価はどうしましたっけ？

【委員】 逮捕されたときの評価はCですね。あれは結構重かったですね。その事例も考慮して、原案はBというのを用意してきましたが、それについてコメントがございませうか。

【委員】 よろしゅうございますか。

それで、ほんとに事務フローにかなり問題があるのかどうかというのは、実はこれだけじゃわからないものですから、もうちょっと、今後、機構の側で精査して、こういうことのないようにしていただくというというのは大前提ですけれども、我々の与えられたミッ

ションの関係だけでいえば、評価を出すということで、今日の段階では一応Bということで。また今後こんなことが起こるともっとだんだん厳しくなりますが、よろしいかなと思いますけれども。

それでは、評価はBということにしたいと思います。

そうしますと、全体の構成が総合評定というところにBが1つ増えて4、14、1ということで、S・A・Bが4・14・1になりますが、全体としてはAということになるかどうかと思いますので、これもよろしいでしょうか。

それでは、そういうことで確定するということにしたいと思います。

ただ、全体の国交省独法評価委員会との関係でいろいろ調整が出たりするものですから、何かありましたら私にお任せいただくということをお願いできればと思っております。

それでは、第1の議案はこれで確定ということにいたしたいと思います。

それでは、2番目の話になる前に、また入室ですね。

(機構入室)

【委員】 それでは、議事の2「役員退職金に係る業績勘案率について」ということに入りしたいと思います。

それでは、機構からご説明をお願いします。

【住宅金融支援機構】 資料2-1、2-2のほうでご説明申し上げたいと思います。

資料2-1のほうでございます。役員退職金に係る業績勘案率につきましては、こちらにございますように、平成15年12月の閣議決定に基づきまして、評価委員会のほうでご決定いただくという形になってございます。平成24年度中に退職いたしました3名の役員につきましては、退職金に係る業績勘案率を決定する必要があるものですから、お願いしたいという形でございます。

資料2-2のほうをごらんください。3名でございますけれども、理事1名、監事2名でございます。

まず、理事1名でございますけれども、こちらにございます八野でございます。平成23年4月1日から25年3月31日までの2年間という形でございます。こちらに係る業績勘案率の決定に関する情報という形でございますけれども、業績勘案率は1.0という形にさせていただいてございます。それから、法人の業績に係る勘案率でございますけれども、先ほどの資料にございました分も含めまして、1.0ということで、在職期間各年度における業務実績評価が「A」ということで、1.0とさせていただいてございます。個人業

績のほうは0.0でございます。

八野のほうでございますけれども、担当業務が業務推進。それから団体信用生命保険・特約火災保険でございました。フラット35の推進、それから団信加入促進ということで、自ら主要金融機関、団信加入率の低い金融機関の経営層を訪問するなど、精力的な取組依頼を行いまして、業務の推進に貢献したと考えてございます。なお、在職期間各年度におけます業務実績評価につきましては、担当する業務に関連する評価項目について、すべて「A」という形の評価を得ているところでございます。

実績でございますけれども、23年度、24年度に分けて記載させていただいてございます。23年度につきましては、フラット35につきまして、3行目のところがございますように、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得する割合、その割合が向上いたしまして、23年度には94.4%になってございます。それから、団体信用生命保険業務につきましては、東日本大震災への対応というところでございまして、特約料の払込猶予、それから払込特約料の一時返戻の特例措置、さらには団信弁済の手続きの簡素化等を実施いたしました。

それから24年度でございます。24年度におきましてはフラット35につきまして、5行目のところがございますように、省エネ基準に該当する住宅の割合ということで、78.6%ということになってございます。それから団体信用生命保険の業務につきましては、住宅ローン繰上完済時等における未経過期間に相当する特約料を返戻する制度の導入に取り組むなど、お客様のニーズを踏まえた商品性の見直しを行ったところでございます。

これら一定の業績がございますけれども、個人業績を換算するところまでに至らないということで0.0という形で、法人1.0、個人業績0.0で、1.0という形で記載させていただいてございます。

おめくりいただきまして、監事のほうでございます。監事のほうは2名でございます。まず、石塚監事でございます。石塚監事は平成21年4月1日から25年3月31日までの4年間という形でございます。

業績勘案率は、全体は1.0という形で記載させていただいてございます。法人の業績に係る勘案率につきましては、在職期間各年度における業務実績評価が「A」ということで、1.0とさせていただいてございます。

それから個人業績でございますけれども、こちらのほうは0.0という形で、増減なしという形にさせていただいてございます。

考慮する事項・理由でございますけれども、在職期間中に監査業務を着実に実施したということでございまして、具体的には、こちらにございますように決算に関する監査につきましては決算担当部署への個別インタビューですとか決算関係書類の確認、さらには会計監査人とのディスカッション等を実施いたしました。また業務執行に関する監査につきましては、本店各部長及び支店長の「自己評価シート」に基づく言明調査等を実施いたしました。さらに、併せまして、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針によりまして定められました、随意契約、保有資産の見直しですとか給与水準の適正化等に関する監査におきましても、決裁文書の確認、それから担当者への個別インタビュー等を実施いたしてございまして、適切に監査をしたという形でございます。

これに加えまして、役員会その他重要な会議に出席し意見を述べるなど、業務の質の向上に寄与したという形でございます。

これら一定の業績が認められるところではございますけれども、加算するまでに至らないものという形で、先ほど申し上げましたとおり、個人業績が0.0ということで、全体で1.0という形で記載させていただいてございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、林監事でございます。林監事につきましては、任期が平成21年8月1日から25年3月31日の3年8カ月という形でございます。こちらにつきましても、業績勘案率は全体で1.0という形にさせていただいてございまして、法人の業績による勘案率が1.0、個人業績につきましては増減なしの0.0という形でございます。

林監事につきましても、先ほどの石塚監事と同様に、一定の業績が認められるところではございますけれども加算するまでに至らないという形で、個人業績は0.0という形にさせていただいてございます。

私のほうからのご説明は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何か意見等ございますか。

【委員】 確認ですけど、1つは監事で、これはもう評価について特にどうということはないんですが、在籍期間中に先般の不祥事と今回の問題等で2回問題が起きているわけですけど、これは監事が業務執行の中でどうこうすべきものではない、監事の仕事はそういうチェックはしないのであるから、コメントする必要もなしということでしょうか。

【住宅金融支援機構】 監事につきましては、監事に果たされた期待・役割を果たした

と判断してございまして、そういう意味で今申し上げたような形にさせていただいてございます。

【委員】 会社の監査役なんかですと、会社で不祥事が起きているかどうかをみるというのは、本来、業務監査のひとつですので会計監査と同時に監事の仕事のような気がします。もちろん、不祥事が起こったことをこの方の退職金の評価に反映させるかどうかというのは実質的な問題ですので、結論としては考慮しないでもいいとは思いますが、例えば「そういう問題はあったが、監事の業務からして、特に個人の責任を追及すべきものとは認められない」というようなことが書いてあったほうがいいのかどうか。あくまで形式の問題なんですけれども、全く監事はそういうことを業務執行という名のもとにはしないというご判断なので、一切メンションしてないという理解でよろしいですね。

【住宅金融支援機構】 監事におかれましては、例えば収賄事件の場合につきましても、外部有識者を含むコンプライアンス委員会に出席いただいて再発防止の有効性について意見を述べていただくなど、そうした形で対応していただいております。監事自身の役割について善管注意義務について果たしていただいているというふうに理解してございます。

【委員】 ですから、事件が起きてから、今おっしゃったようにフォローに回るのが監事の責任であって、起こらないように注意をするということは監事の責任ではないと考えているということでしょうか。

【住宅金融支援機構】 そのところは、基本的には、おっしゃったように、事実関係を監査するという形だと考えてございます。

【委員】 実際に監事の責任を認めて退職金の評価に反映させるということが酷だというのはそのとおりだと思いますけれども、それと監事という立場の法令上の責任範囲は別の話です。

もう1点、お聞きしたいのは、以前、C評価になったときは異常だったので、退職金について返上をお願いするというようなことがあったようでございますが、今回はそれに至らないというご判断で、その当時の担当の理事の方に対する評価を後にさかのぼって、そういう問題が起きたので既に受け取った退職金の返納を促すということは、やらないということよろしいんですね。

【住宅金融支援機構】 今回の件について、退職金について、この場の委員のご判断による業績評価による退職金の算定というのは、当然いたすわけでございますけれども、そ

れに加えて返納等についてこちらのほうでお願いすることは考えてございません。

【委員】 1点だけ確認しておきたいんですが、そうすると、前お聞きしたんですけど、自分の在任中に起きてないことが今日発覚した場合には、その問題は今の理事は責任を負わないということにしていますよね。そうでよろしいですよね。

【住宅金融支援機構】 過去そのような事例はなかったと承知してございます。

【委員】 では、起きているときに発覚してないと、その理事の方の退職金は、当然、その起きてない状態の業績評価に基づいてなされるので、業績の評価に基づく勘案率というところは、当然、減算されないんだと思うんですね。それがよいとか悪いとかではなくて、事実を確認しておきたいんです。したがって、退職金の構造というのは自分が在任中に発覚しない案件について、自分の退職金を、よほどのときに道義上返納したらどうですかと言われることはありこそすれ、そうでない限り返納の仕組みはなく、一方、後からなった理事も、自分の在任中に起きていることでない限り、結果責任を負担することもないという評価をするのが独法の理事の評価だということによろしいですね。別によいとか悪いとか言っているのではなくて、そういうことになっているということをご確認ください。

【事務局】 はい。これまでの評価の、いわゆるタイミングですね。発覚するとか行為が行われていた、それから評価のするタイミング。という関係からいきますと、今、〇〇委員からご確認があったような構造で評価してございます。

【住宅金融支援機構】 あと1点だけ。先ほどの……。よろしいでしょうか。先ほどの事後の関係でございませけれども、一般論として私どものほうで承知してございますのが、監査の本質的な機能でございませけれども、事後評価にあるということとされておりまして、予防的な機能としての監査、事前監査につきましては監査の任務としては劣後されるものというふうに承知してございます。

【委員】 ええ。劣後されているんです。だから、劣後されているので個人業績にマイナス勘案しないと書くべきではないかということを行っているのです。何も書かないと、監事ってそういうことは無視していいのかということになるような気もするので。私は業績勘案率について申し上げているのではありません。

【住宅金融支援機構】 はい。

【委員】 私も実は、〇〇委員がおっしゃった監査の方の役員の退職金、これが1.0ということ自体については私も異論がないんですけれども、自分が監事のお役目というのをよくわからなかったので事前にお話しいただいたときに申し上げなかったんですけれども、

個人業績の説明の0.0にするところでは、やっぱり一言、今こういう不祥事が起きたということがわかったので、それがあったということをメンションしていただいたほうがいいのかなという気はしております。評価自体がどうこうという話ではありません。

それからもう1点、退職金のいわゆる返納の話です。国家公務員の場合、1回支払ったものでも、後で在職中の不祥事が発覚した場合には、返納させるというシステムに退職金の手当てのルールを変えたんですけれども、独法の役員の退職金についてはそういうルールはないということでしょうか。制度としては、一旦退職金を支払いますという決定を出して、お支払いしてしまった以上は、後になって重大なことが起きたとしても、制度として返納させる仕組みはないというふうな理解でよいですか。再度確認したいので、よろしくをお願いします。

【住宅金融支援機構】 これまでの事例で申し上げますと、過去にさかのぼってそういった事例が発生した場合には、自主返納という形で対応した形ございまして、今おっしゃったような形で対応したことはございません。

【委員】 今回は自主返納も求めないということでもいいんですね。

【事務局】 国家公務員の場合は、懲戒免職または免職相当の場合には退職金を返還させることができる規定になっています。

【住宅金融支援機構】 手前どものほうの退職規定の中では、後からの退職金の返納という規定は禁固刑以上が確定した場合のみであって、それ以外は、今申しあげましたように自主返納という形で、そういった場合には対応しているということが現状でございます。

【委員】 一言だけお話ししておきたいのは、民間ですと、こういう実際に損害が出てないケースについて、退職を迫るところまでやるというのはちょっと違和感があります。私の感覚では、役員が全く責任を取らない状態で担当が解雇されるというのはすごく違和感があります。それはそれで法令上構わないんですが、外から見ている者としてお話をしておきたいんですが、普通の会社の感覚でいうと、その方以外の管理者の立場にあった方についてちょっとあり得ないような甘い対応になっているような気がするということだけお伝えしておきたいんです。

【委員】 いろいろな議論が今たくさん出てきているので整理しないといけないのですが、私の理解で、要するに、この評価委員会で勘案率を決めない限り、退職金は払われないわけだから、要するに議論して、ここで決めなきゃ決められませんよということ

ですね。そこで、先ほどちょっと議論になったのは、事項・理由のところでもう少し何か丁寧に説明したほうがよいという意見があるようですので、ここはちょっと考えてください。後に残る文書になりますから。そういうことを考えたうえで、この結論だということだと思いますので。

【住宅金融支援機構】 その点につきましては、了解いたしました。

【委員】 はい。よろしくお願いします。

そのほか、このご説明についてはいかがでしょうか。何か。よろしいですか。

それでは、審議に入りますので、また機構の方はご退席を。

(機構退室)

【委員】 それでは、業績勘案率、3名の方についてですが。説明の部分というか理由の部分についてももう少し丁寧なメンションが必要だということはおわかりますが、結論でこの数字の部分はいかがでしょう。特段、変更すべきという意見はございますか。

【委員】 ちなみに、1.0以外になるときって、どんなときですか。

【委員】 本人によほど何かあったとかっていうことでしょうかね。

【委員】 普通は1.0だということですよ。

【事務局】 基本的には1.0ですね。

【事務局】 業績が普通であれば。

【委員】 そうなことですよ。その方が担当なさっているところに大きな問題が起きているときだけ。

【事務局】 それは個人業績に反映されます。

【委員】 それは所管のところに問題があった場合ですね。

【政策評価官室】 よろしいでしょうか。政策評価官室です。国交省の独法評価委員会、親委員会のほうの事務局をしております関係で、各分科会で同種の事案がございまして、過去にもいろいろございました。

ここの部分、最終的には国交省評価委員会で決定して、さらに総務省の政策評価独立行政法人評価委員会、ここが2次評価という形で各省の決定が妥当かどうかということをチェックする役割を持っております。ここがいろいろな指摘を過去、してきておりまして、いろいろなやり取りの蓄積で、国交省で、業績そのものでなくて個人の不幸事、ある意味で理事のほうで監督責任ということで問われた事例としては、業務執行上、刑事事件には至っていませんが不適切な業務執行があったということで、当時の不幸事があった期間に

その監督をしていた理事の方が個人業績ということでマイナス0.1ということで、0.9という評価を受けた事案が数件ございます。

そういう意味で、メルクマールとしましては、先ほど〇〇委員もおっしゃったのですが、まず、発覚したときにそのポストにいたかどうかではなくて、その不祥事……、不適切な行為が行われていたときに、それをまさに監督・是正するポジションにいたということ。まさに監督・是正する、連帯責任ではなくて、当然、理事長とかトップであれば全部の責任を負うこととなりますが、個別の理事であれば自分の担務の範囲内でそのような不適切な業務執行が行われた、まさにその時期に在任をしていたという場合には、個人業績が減算されるということになるかと思えます。

【委員】 1点だけ。したがって、さきほど確認したんですけど、在任中に発覚しないと評価に反映しようがないということは、我々として認識しておかないといけないというのは1つだと思うんです。やはりそこは変ですね。それは仕方ないんですけど。

【政策評価官室】 ええ。一応、制度上。

【委員】 おかしいということを言おうとしているのではないので。

【政策評価官室】 そういう問題意識だということは理解をいたしますが、現行制度がそういう制度になっております。

【委員】 はい。わかってやってないといけないと思ったので、それが1点。

もう1点は、ただ、他の独法と一緒にしないでほしいということです。やっぱり金融機関ですので、要求水準は相当高いと思って運用しないといけないと思います。40兆円とか50兆円とかの資産を持っている金融機関の評価というのは、やっぱり銀行並みにはやらないといけないのかもしれないので、そういう観点からいくとかなり甘いのではないかという感覚です。ですので、そういうこともやっぱり意識はしながら加減を見ていかないと。以前は、ちょっと住宅金融支援機構における役員業績評価は、他の独法に比べて厳しすぎると思っていた時期もあるんです。片や、こうやって調整はしてきたので、逆に、やっぱり金融機関であるということもまた意識はしてないといけないと思います。金融機関で1個問題が起きると、普通のところとは違うと思いますので。それだけです。

【政策評価官室】 むしろかなり結果責任に近いようなところもありまして、結構厳しいんじゃないかという意見もあります。

今回の場合、補足しますと、監事について、個別の不祥事について監事の責任をどう問うかということにつきましては、まだ定まった見解がないような状況です。政独委のほう

でもあまり明確になってないような状況でございます。

【委員】 ですから、書いておけば考えたということになるのではないのでしょうか。私も評価の結論自体には合意しますし、監事の責任を迫るのは酷だと思うんですけど、一応、法令上の職務に入っているような気がするので、明らかに職務に入っていないということが明確にいけないのであれば、一応、書いて、勘案しなかったとしたほうがよいのではないかという趣旨です。

【委員】 はい。我々はそのようにしますが、ただ、政独委や他の分科会との整合性というのは結構難しい問題ではあるので、その点が課題だと思います。

この業績勘案については、原案のとおりでよいと思いますけれど、何かご意見がありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、このとおり決定したいと思います。もしまた国土交通省独法委員会や政独委との調整が必要となった場合は、これはお任せいただきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございました。考慮すべき理由の部分につきましては、今いただきましたご指摘を踏まえて、若干、加筆をした案を作成したいと思います。その際は、各委員にご照会をかける形にいたしましょうか。

【委員】 分科会長にご一任で。

【事務局】 はい。では、分科会長にご相談という形でよろしいでしょうか。

【委員】 はい。わかりました。以上で今日の議事についてはこれで決定ということになります。それでは、事務局、まとめてください。

【事務局】 本日はほんとうに長時間のご審議をありがとうございました。

本日の議事としては以上でございます。このまま独法評価委員会分科会としては締めさせていただきます。

本日の審議内容につきましては、冒頭に申し上げましたが、議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にご確認をいただいた上で、議事要旨とともに公表という形にさせていただきます。

以上をもちまして第19回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —